別紙

2019年度保険者機能強化推進交付金（市町村分）に係る評価指標

Ⅰ　ＰＤＣＡサイクルの活用による保険者機能の強化に向けた体制等の構築

	指　標	趣旨・考え方	配点	時　点	留 意 点	報告様式への記載事項・提出資料（予定）
①	地域包括ケア「見える化」システムを活用して他の保険者と比較する等、当該地域の介護保険事業の特徴を把握しているか。 ア　地域包括ケア「見える化」システムを活用して、他の保険者と比較する等、当該地域の介護保険事業の特徴を把握している。その上で、HPによる周知等の住民や関係者と共通理解を持つ取組を行っている イ　地域包括ケア「見える化」システムは活用していないが、代替手段（独自システム等）により当該地域の介護保険事業の特徴を把握している。その上で、HPによる周知等の住民や関係者と共通理解を持つ取組を行っている ウ　地域包括ケア「見える化」システムを活用して、他の保険者と比較する等、当該地域の介護保険事業の特徴を把握している エ　地域包括ケア「見える化」システムは活用していないが、代替手段（独自システム等）により当該地域の介護保険事業の特徴を把握している	保険者として各事業や取組の必要性を検討する上で不可欠な基本的な作業である地域分析を実施していることを評価するもの	ア 10点 イ ８点 ウ ６点 エ ４点 ア～エのいずれかを選択	2018 年度における分析が対象。また、第７期計画の策定過程（2017 年度）における分析も対象としてよい	○　一人当たり給付費（費用額）（年齢等調整済み）、要介護認定率（年齢等調整済み）、在宅サービスと施設サービスのバランスその他のデータ等に基づき、全国平均その他の数値との比較や経年変化の分析を行いつつ、当該地域の特徴の把握と要因分析を行っているものが対象 ○　保険者として取組むべき課題の考察に至っている現状把握や地域分析を対象とし、単に認定率や保険料額の高低を認識しているにとどまる場合は、非該当とする	○　①分析に活用したデータ ②分析方法、全国その他の地域（具体名）との比較や経年変化（具体的年数）の分析等、 ③当該地域の特徴 ④その要因を記載 （例示で可） ○　上記について、既存の資料（審議会資料等）がある場合には当該資料の該当部分で可 ○　ア及びイについては、上記に加えて、HPによる周知等の住民や関係者と共通理解を持つ取組の具体例を記載
②	日常生活圏域ごとの65歳以上人口を把握しているか。	日常生活圏域ごとの65 歳以上人口の把握を評価するもの	５点	2019 年度における報告時までの任意の時点における把握が対象	日常生活圏域そのものは自治体の実情に応じて設定	日常生活圏域ごとの 65 歳以上人口を記載
③	以下の将来推計を実施しているか。 ア　2025年度における要介護者数・要支援者数 イ　2025年度における介護保険料 ウ　2025年度における日常生活圏域単位の65歳以上人口 エ　2025年度における認知症高齢者数 オ　2025年度における一人暮らし高齢者数 カ　2025年度に必要となる介護人材の数	2025年に向けて、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの構築を推進するために重要な指標の将来推計の把握を評価するもの	各２点 複数選択可	第７期計画の策定過程（2017 年度）における推計又は 2018 年度に行った推計も対象とする	○　推計方法は自治体の任意の方法で可 ○　基本的に第７期計画の策定過程における推計を対象とするものであり、第７期計画やその検討のための審議会資料その他の資料に記載され公表されているものを対象とする ○　2018 年度に行った推計を対象とする場合にも、何らかの方法により公表されているものを対象とする ※　推計方法の例 ・　ア、イの推計方法の例：地域包括ケア「見える化」システム上のサービス見込み量等の推計ツールを参照 ・　ウの推計方法の例：各市町村の日常生活圏域別の性・年齢階級別人口を基に、国立社会保障・人口問題研究所が性・年齢階級別に公表している各市町村の生残率と純移動率を乗じることで推計 ・　エの推計方法の例：厚生労働省科学研究費補助金「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」報告書の表３、表４「認知症患者数と有病率の将来推計」に掲載されている認知症患者推定有病率を参考に推計 ・　オの推計方法の例：各市町村の推計人口を基に、国立社会保障・人口問題研究所が性・年齢階級別に公表している2025年の各都道府県の単独世帯の世帯主になる割合を乗じることで推計 ・　カの推計方法の例：厚生労働省の提示した、2025 年を含む介護人材の推計ツールを利用し推計	○　ア～カの将来推計値及び公表方法を記載（推計値の大小そのものは評価しない） ○　第７期計画やその検討のための審議会資料その他の資料に記載され公表されている資料でも可

	指　標	趣旨・考え方	配点	時　点	留 意 点	報告様式への記載事項・提出資料（予定）
④	認定者数、受給者数、サービスの種類別の給付実績を定期的にモニタリング（点検）しているか。 ア　定期的にモニタリングするとともに、運営協議会等で公表している イ　定期的にモニタリングしている	地域の課題に対応できるよう、介護保険給付に係る各種実績により、地域の動向を定期的に把握することを評価するもの	ア　10点 イ　5点 ア又はイのいずれかを選択	2018 年度に行ったモニタリングが対象	○　計画値と実績値との乖離状況とその要因を考察しているものを対象とし、単に認定者数、受給者数、サービス種類別の利用者数、給付実績等の数値を把握したにすぎないものは非該当とする○　「介護保険事業（支援）計画の進捗管理の手引き」参照	○　考察結果を提出 ○　モニタリング実施日を記載する ○　アについては、公表した資料の名称及び公表場所（ＨＰ）等を記載
⑤	第７期計画の要介護者数及び要支援者数の見込に対する実績を把握して進捗管理を行っているか。	介護予防等の施策反映状況を進捗管理していることを評価するもの	10点	2018 年度実績（見込）を把握した上での評価（2019 年 6 月めどで実施）が対象	○　計画値と実績値との乖離状況を把握し、その要因を、施策の効果の予想と実績が要介護者数にどのように影響を与えたかも含めて分析していること ○　計画に、保険者において実施する各種取組の定量的な効果を見込んでいない場合は、各種取組の効果がどのような影響を与えたかも含めて分析していること ○「介護保険事業（支援）計画の進捗管理の手引き」参照	分析結果を提出 （2019 年 6 月までに提出）
⑥	第７期計画に定めたサービス見込量のうち、地域医療構想における介護施設・在宅医療等の追加的需要に対応するものについて、実績を把握して進捗管理を行っているか。	医療計画との整合性を確保するために進捗管理していることを評価するもの	10点	2018 年度実績（見込）を把握した上での評価（2019 年 6 月めどで実施）が対象	○「第７次医療計画及び第７期介護保険事業（支援）計画における整備目標及びサービスの量の見込みに係る整合性の確保について」（平成 29 年８月 10 日医政地発 0810 第１号、老介発 0810 第１号、保連発 0810 第１号）を参考に推計したものであること ○　第７期計画に上記通知を踏まえた介護施設・在宅医療等の追加的需要に対応するサービス見込み量を定めていない場合には、そのことがサービス見込み量の計画値と実績値の乖離の要因になっているかも含めて分析していること	○　地域医療構想を含む医療計画との整合性について、どのような考え方により 2020 年度、2025 年度の介護サービスの見込み量を設定したかの記載と、それに対する分析結果を提出 ○　第７期計画で介護施設・在宅医療等の追加的需要に対応するサービス見込み量を定めていない場合には、分析結果を提出（2019 年 6 月までに提出）

	指　標	趣旨・考え方	配点	時　点	留 意 点	報告様式への記載事項・提出資料（予定）
⑦	自立支援、重度化防止等に資する施策についての目標及び目標を実現するための重点施策について、実績を把握して進捗管理を行っているか。	2025 年に向けた着実な取組を推進するために進捗管理することを評価するもの	８点	2018 年度実績（見込）を把握した上での評価（2019 年 6 月めどで実施）が対象	○　2018 年度に策定したものを対象とする場合にも、何らかの方法により公表されているものを対象とする ○　設定した目標及び重点施策の内容は評価しない	○　2018 年度に重点施策を定めた場合は、公表している資料の該当部分を提出 ○　分析結果を提出 （2019 年 6 月までに提出）
⑧	自立支援・重度化防止等に関する目標が未達成であった場合に、具体的な改善策や、理由の提示と目標の見直しといった取組を講じているか。	PDCA サイクルにより、具体的な改善策が講じられていることを評価するもの	10 点	2018 年度実績（見込）を把握・分析した上での改善策（2019 年 6 月頃までに提示）が対象	○　第７期計画から必須記載事項となった自立支援、重度化防止、介護給付の適正化に関する取組及びその目標について、2018 年度における実施状況を把握し、進捗状況として未達成の場合には改善策や理由の提示・目標の見直し等を行うことを評価 ○　計画値と実績値との乖離状況とその要因を考察しているものを対象とし、単に数値を把握したにすぎないものは非該当とする ○「介護保険事業（支援）計画の進捗管理の手引き」参照 ○　設定した目標及び重点施策の内容は評価しない	○　達成状況の把握、改善策や理由の提示・目標の見直し等を行った時期及び内容の概要を記載 ○　目標が全て達成されている場合はその旨を記載 （2019 年 6 月までに提出）
⑨	地域差を分析し、介護給付費の適正化の方策を策定しているか。	介護給付費の地域差縮減に向けて、介護給付費の適正化の方策を策定していることを評価するもの	５点	第７期計画又はその他の方策に、2018 年度の適正化に係る内容を盛り込んでいるものが対象	既に第７期計画に盛り込んでいるものも含む ※2020 年度評価指標において、達成していない場合、減点とすることを検討予定	第７期計画又はその他の方策における該当部分を提出

Ⅱ　自立支援、重度化防止等に資する施策の推進

（１）地域密着型サービス

	指　標	趣旨・考え方	配点	時　点	留 意 点	報告様式への記載事項・提出資料（予定）
①	保険者の方針に沿った地域密着型サービスの整備を図るため、保険者独自の取組を行っているか。 ア　地域密着型サービスの指定基準を定める条例に保険者独自の内容を盛り込んでいる イ　地域密着型サービスの公募指定を活用している ウ　参入を検討する事業者への説明や働きかけを実施している（説明会の開催、個別の働きかけ等） エ　必要な地域密着型サービスを確保するための上記以外の取組を行っている	地域密着型サービスについて、保険者として地域のサービス提供体制等の実情に応じた基盤整備を図るための取組を評価するもの	各３点 複数選択可	2018 年度の取組・実施内容が対象 ア　2018 年度の評価時点までの任意の時点において条例が整備されている イ　2018 年度の任意の時点において公募を実施している ウ　2018 年度の任意の時点において説明会等を実施している エ　2018 年度の任意の時点において取組を実施している	○　当該指標は、保険者に指定権限がある地域密着型サービスについて、地域に必要なサービスが確保されるための取組を行っているかどうかを評価するもの ○　アの項目については、「暴力団排除条項」等は一般的に多くの保険者の基準に盛り込まれており、こうした「独自性」とはいえないものはここでは対象としない ○　イの公募指定については、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護に限る ○　エには、そもそも地域密着型サービスが十分整備されており、これ以上の基盤整備が不要である場合も含むこととする ○　「そもそも地域密着型サービスが充分整備されておりこれ以上の基盤整備が不要である場合」としてエを選択した場合には、どのような状況から不要であるのかを簡単に記載すること	ウ、エについては具体的な取組内容を記載
②	地域密着型サービス事業所の運営状況を把握し、それを踏まえ、運営協議会等で必要な事項を検討しているか。	地域の状況の変化に応じた対応を推進するため、点検の取組を評価するもの	10 点	2018 年度の取組が対象	○　当該「運営協議会等」とは、介護保険法第 42 条の２第５項、第 78 条の２第６項、第 78 条の４第５項等に規定する措置として各市町村に設置される地域密着型サービスの運営に関する委員会のことをいう（既存の介護保険事業計画策定委員会、地域包括支援センター運営協議会等を活用して差し支えないこととされている） ○　検討内容として、地域密着型サービスの質の確保、運営評価、指定基準等の設定その他地域密着型サービスの適正な運営を確保する観点から必要な事項について検討した場合が対象（地域密着型サービスの指定及び指定拒否、介護報酬の設定について検討する場合を除く）	検討した時期及び検討テーマを記載 例） ・　地域密着型サービスの指定基準等の検討 ・　指定の際に条件を付す場合の当該条件の検討 ・　自治体内の地域密着型サービス事業者のサービスの提供状況について報告、検討　　等
③	所管する介護サービス事業所について、指定の有効期間中に一回（16.6%）以上の割合で実地指導を実施しているか。 ア　実地指導の実施率（実施数÷対象事業所数）が３年に１回（33.3%）以上 イ　実地指導の実施率（実施数÷対象事業所数）が６年に１回（16.6%）以上	指定権限が保険者にある地域密着型サービス等について、保険者としての計画的な指導監督を評価するもの	ア 10 点 イ ５点 ア又はイのいずれかを選択	2018 年度の取組が対象	○　既に指定されている介護サービス事業所について、指定の有効期間である６年のうちに実地指導が行われていることが対象 ○　ただし、事業所数や実地指導計画等は地域の実情に応じて異なるものであるため、2018 年度の実績又は 2016 年度～2018 年度の平均の実績のいずれかで確認する ○　地域密着型サービス事業所が極端に少ない場合等においては、2013 年度～2018 年度の実績で確認する ○　2016 年度は小規模な通所介護の指定権限が地域密着型通所介護として市町村に移った初年度であることを考慮し、指定都市・中核市以外の市町村の場合、2016 年度実績は地域密着型通所介護を評価対象から除外して算出する	実地指導の実施率 （実施数÷対象事業所数）

	指　標	趣旨・考え方	配点	時　点	留 意 点	報告様式への記載事項・提出資料（予定）
④	地域密着型サービス事業所における機能訓練・口腔機能向上・栄養改善を推進するための取組を行っているか。	地域密着型サービス事業所において、機能訓練・口腔機能向上・栄養改善が推進されるための、保険者としての取組を評価するもの	15 点	2018 年度の取組が対象	○　保険者として、地域密着型サービス事業所における「機能訓練・口腔機能向上・栄養改善を推進するための取組」を実施しているものが対象 ○　取組は具体的には以下のような内容が考えられる 例） ・　機能訓練・口腔機能向上・栄養改善を推進するためのリハビリテーション専門職等との連携に関する仕組みづくり ・　機能訓練・口腔機能向上・栄養改善を推進するための事業所への説明会の開催等	取組の概要及び実施時期を簡単に記載

（２）介護支援専門員・介護サービス事業所

	指　標	趣旨・考え方	配点	時　点	留 意 点	報告様式への記載事項・提出資料（予定）
①	保険者として、ケアマネジメントに関する保険者の基本方針を、介護支援専門員に対して伝えているか。 ア　保険者のケアマネジメントに関する基本方針を伝えるためのガイドライン又は文書を作成した上で、事業者連絡会議、研修又は集団指導等において周知している イ　ケアマネジメントに関する保険者の基本方針を、介護支援専門員に対して伝えている	高齢者の自立支援、重度化防止等に資することを目的として、ケアマネジメントが行われるよう、介護支援専門員に対して、保険者の基本方針を伝えていることを評価するもの	ア　10 点 イ　５点 ア又はイのいずれかを選択	2018 年度の取組が対象	○　自立支援、重度化防止等に資することを目的としてケアマネジメントが行われるよう、市町村として基本的な方針を介護支援専門員と共有していることが対象 ○　アについては、都道府県が策定したガイドラインや文書を利用している場合を含む ○　ケアマネジメントに関する保険者の基本方針については、居宅介護支援のみならず、介護予防支援、第１号介護予防支援を含む、ケアマネジメント全般を対象とする ○　基本方針とは、例えば、居宅介護支援で言えば ・運営基準省令第１条の２（基本方針）や ・運営基準省令第 12 条・13 条（指定居宅介護支援の基本的・具体的取扱方針）等といった基本的な考え方に加えて、自立支援・重度化防止に資するケアマネジメントの提供を目的として管内で統一して活用するツールがある場合にはその内容や活用方法等を盛り込んだ内容を想定している	○　アについては、介護支援専門員や事業者等に文書でどのように周知したか及び実施日を簡単に記載 ○　保険者のケアマネジメントに関する基本方針を伝えるためのガイドライン又は文書を提出 ○　イについては、介護支援専門員にどのように基本方針を伝えているかを簡単に記載
②	介護サービス事業所（居宅介護支援事業所を含む。）の質の向上に向けて、具体的なテーマを設定した研修等の具体的な取組を行っているか。 ア　市町村が主催する研修等の他、市町村として、民間事業所等における自主的な研修やスキルアップ等を促進するために財政支援を行う等具体的な取組を実施しているか イ　地域支援事業における介護相談員派遣等事業を実施しているか	介護サービス事業所の質の向上に向けた保険者の取組を評価するもの	各 10 点 複数選択可	2018 年度の取組が対象	○　アの具体例としては、地域リハビリテーション活動支援事業等を活用し、介護サービス事業所にリハビリテーション専門職等を派遣し、自立支援・重度化防止等の観点から研修会の開催や意見交換会を開催するものや介護ロボット等の活用、ICT 利活用等を含めた業務効率化・生産性向上に係るガイドラインの活用促進する観点からの研修会の開催もある ○　イについては、介護相談員が担当する事業所等を概ね１～２週間に１回程度訪問し、介護サービスの利用者と事業者との間の橋渡し役となって、利用者の疑問や不満、心配事等に対応しサービス改善の途を探るための具体的な活動内容があるものが対象	○　アについては、実施している具体的な取組内容及び時期を簡単に記載 ○　イについては、介護相談員の人 数、訪問事業所等の種別・数量、訪問周期や具体的な活動内容等を簡潔に記載

（３）地域包括支援センター

	指　標	趣旨・考え方	配点	時　点	留 意 点	報告様式への記載事項・提出資料（予定）
①	＜地域包括支援センターの体制に関するもの＞ 地域包括支援センターに対して、介護保険法施行規則に定める原則基準に基づく３職種の配置を義務付けているか。	地域包括支援センターにおいて必要なサービスが提供されるよう体制が確保されていることを評価するもの	８点	2018 年度の取組が対象※　「義務付けているか」なので、取組として聞く	○　市町村として地域包括支援センターに介護保険法施行規則に定める原則基準に基づく３職種の配置を義務付けているかを評価するもの ○　直営実施の地域包括支援センターについては、介護保険法施行規則に定める原則基準に基づく３職種の配置が、組織規則等において定められている、又はその他の方法により明示されていることをもって、指標を満たしているものとする。 ○　基準を定める条例への記載のみでは対象としない	受託法人に示している委託契約書、委託方針等（複数のセンターを有する市町村の場合、提出資料は１か所のみで可。また、当該箇所の抜粋のみで可）。直営の場合は、組織規則等の該当部分の抜粋
②	地域包括支援センターの３職種（準ずる者を含む）一人当たり高齢者数（圏域内の第１号被保険者数/センター人員）の状況が 1,500 人以下 ※　小規模の担当圏域における地域包括支援センターについては配置基準が異なるため以下の指標とする。 担当圏域における第１号被保険者の数が概ね 2,000 人以上 3,000 人未満：1,250 人以下 第１号被保険者の数が概ね 1,000 人以上 2,000 人未満：750 人以下 第１号被保険者の数が概ね 1,000 人未満：500 人以下	地域包括支援センターの人員配置状況を評価するもの	10 点	2019 年４月１日時点における配置状況が対象	○　市町村内に地域包括支援センターが複数ある場合には、平均値により判定 ○　３職種の人員配置基準については、介護保険法施行規則第 140 条の 66 に定める基準とする ○　市町村に規模の異なる担当圏域が混在する場合、各地域包括支援センターの一人当たり高齢者数の合計が、各地域包括支援センターの担当圏域の規模ごとの基準人数の合計を下回る場合には、配点に該当するものとする	実際の数値を提出
③	地域包括支援センターが受けた介護サービスに関する相談について、地域包括支援センターから保険者に対して報告や協議を受ける仕組みを設けているか。	委託型の地域包括支援センターが多い中で、保険者と地域包括支援センターの連携を評価するもの	５点	2018 年度において仕組みを設けているか	○　具体的には、例えば定期的な報告の仕組みや、会議の開催の仕組み等を導入していることが対象 ○　地域包括支援センターが委託であるか直営であるかを問わない	定期的な仕組みや会議開催日等について簡潔に記載
④	介護サービス情報公表システム等において、管内の全地域包括支援センター事業内容・運営状況に関する情報を公表しているか。	住民による地域包括支援センターの活用を促進するため、情報公表の取組を評価するもの	８点	2018 年度の取組が対象	○　具体的な公表項目は、名称及び所在地、法人名、営業日及び営業時間、担当区域、職員体制、事業の内容、活動実績等 ○　情報公表システム以外で公表している場合も含む	○ 情報公表システムの場合は公表項目を記載 ○ 情報公表システム以外の場合は 名称と公表項目等を記載
⑤	地域包括支援センター運営協議会での議論を踏まえ、地域包括支援センターの運営方針、地域包括支援センターへの支援・指導の内容を検討し改善しているか。 ア　運営協議会での議論を踏まえ、地域包括支援センターの運営方針、地域包括支援センターへの支援・指導の内容を検討し改善している イ　運営協議会での議論を踏まえ、地域包括支援センターの運営方針、地域包括支援センターへの支援・指導の内容について改善には至らないが改善点を検討している	地域包括支援センターの業務や体制等の課題に適切に対応するため、毎年度の検討・改善のサイクルを評価するもの	ア 10 点 イ ５点 ア又はイのいずれかを選択	2018 年度の取組が対象	直営型・委託型いずれの場合においても、運営協議会の議論を踏まえた上での、地域包括支援センターの運営に関する保険者としての取組を評価する	○　アについては、改善点を具体的に記載。既存の文書（対応状況に関する運営協議会への報告書類等）の該当部分でも可 ○　イについては、検討概要を具体的に記載。既存の文書（市町村内の会議、打合せの議事概要等）の資料でも可

	指　標	趣旨・考え方	配点	時　点	留 意 点	報告様式への記載事項・提出資料（予定）
⑥	＜ケアマネジメント支援に関するもの＞ 地域包括支援センターと協議の上、地域包括支援センターが開催する介護支援専門員を対象にした研修会・事例検討会等の開催計画を作成しているか。	適切に保険者と連携（協議）した上で、計画的な介護支援専門員向け研修等の開催計画の作成を評価するもの	10 点	2018 年度の開催計画の策定を評価	地域包括支援センターとの協議の上で開催計画が立てられていることを問う指標であり、当該開催計画に盛り込まれる研修は、都道府県主催のものや、地域包括支援センターが共同開催する研修会等も含む。また、同様に、開催計画に盛り込まれるものについては、市町村が民間事業所等による自主的な研修やスキルアップ等を促進するために財政支援を行う等具体的取組によるものも評価の対象とする	研修会・事例検討会等の開催計画を提出
⑦	介護支援専門員のニーズに基づいて、多様な関係機関・関係者（例：医療機関や地域における様々な社会資源など）との意見交換の場を設けているか。	介護支援専門員のニーズに基づく、介護支援専門員と医療機関等の関係者の連携を推進するための場の設定を評価するもの	10 点	2018 年度の取組が対象	○　介護支援専門員のニーズに基づいた関係者との意見交換の場を通じた多対多の顔の見える関係の有無を問うものであり、在宅医療・介護連携推進事業等の枠組みで実施するものであっても差し支えない ○　したがって、介護支援専門員のニーズに基づいて設けられているものであれば、都道府県主催のものも対象とする ○　ただし、上記の趣旨から、地域ケア会議は含まない	開催日時及び出席した関係者・関係機関の概要を記載
⑧	管内の各地域包括支援センターが介護支援専門員から受けた相談事例の内容を整理・分類した上で、件数を把握しているか。 ア　経年的に件数を把握している イ　2018 年度の件数を把握している	介護支援専門員からの相談に基づき、適切に地域課題を解決していくことを促進するため、まずは相談事例の内容整理や把握の状況を評価するもの	ア 10 点 イ 5 点 ア又はイのいずれかを選択	2018 年度の取組が対象	○　相談内容の「整理・分類」と「経年的（概ね３年程度）件数把握」を管内全ての地域包括支援センターについて行っている場合に対象とする	「過去○年分について、○○××という整理をしている」等、どのように整理をしているか概要がわかるものを提出
⑨	＜地域ケア会議に関するもの＞ 地域ケア会議について、地域ケア会議が発揮すべき機能、構成員、スケジュールを盛り込んだ開催計画を策定しているか。 ア　①～⑤のすべての機能を含む開催計画を策定している場合 イ　①～③の機能のみを含む開催計画を策定している場合 ①個別課題の解決 ②地域包括支援ネットワークの構築 ③地域課題の発見 ④地域づくり・資源開発 ⑤政策の形成	地域ケア会議の機能を踏まえ、当該地域の地域ケア個別会議及び地域ケア推進会議それぞれの機能、構成員、開催頻度を決定し、計画的に開催していることを評価するもの	ア 10 点 イ 5 点 ア又はイのいずれかを選択	2018 年度の開催計画の策定を評価	５つの機能については、会議ごとにどの機能に対応しているかが明示されている必要がある	機能、構成員、開催頻度を記載した開催計画を提出（市町村が作成し、地域包括支援センターや関係者に対して提示した資料に限る。）
⑩	地域ケア会議において多職種と連携して、自立支援・重度化防止等に資する観点から個別事例の検討を行い、対応策を講じているか。	地域ケア会議において、多職種連携や個別事例の検討、対応策の実施を評価するもの	10 点	2018 年度の取組が対象	○　地域ケア会議として位置づけられているものが対象 ○　多職種から受けた助言等を活かし対応策を講じることとし、対応策とは具体的には以下のものをいう ・　課題の明確化 ・　長期・短期目標の確認 ・　優先順位の確認 ・　支援や対応及び支援者や対応者の確認 ・　モニタリング方法の決定　　等	地域ケア会議の会議録や議事メモ等のうち、個別事例に対しての対応策が記載されている部分の提示（いくつかの事例をピックアップすることを想定）

	指　標	趣旨・考え方	配点	時　点	留 意 点	報告様式への記載事項・提出資料（予定）
⑪	個別事例の検討等を行う地域ケア会議における個別事例の検討件数割合はどの程度か。（個別ケースの検討件数／受給者数） ア　個別ケースの検討件数／受給者数　○件以上 （全保険者の上位３割） イ　個別ケースの検討件数／受給者数　○件以上 （全保険者の上位５割）	当該保険者において開催される地域ケア会議での個別ケースの検討頻度を評価するもの	ア 12 点 イ ６点 ア又はイのいずれかに該当すれば加点	2018 年４月から 2018 年 12 月末までに開催された地域ケア会議において検討された個別事例が対象	○　「個別事例の検討件数」は、2018 年４月から 2018 年 12 月末までに開催された地域ケア会議において検討された個別事例の延べ件数とする ○　「受給者数」は 2018 年 12 月末日現在の受給者数とする ○　「受給者数」は、サービス種別や要介護度を問わず、給付を受けている者とする ○　「受給者数」は、介護保険事業状況報告（月報）の①から⑪までのサービス受給者数（2018 年 12 月サービス分）の合計を用いる ・第 3-2-1 表 ①特定施設入居者生活介護、 ②介護予防支援・居宅介護支援 ・第 4-2-1 表 ③小規模多機能型居宅介護、 ④認知症対応型共同生活介護、 ⑤地域密着型特定施設入居者生活介護、 ⑥地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ⑦複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護） ・第 5-1 表 ⑧介護老人福祉施設（特養）、⑨介護老人保健施設、 ⑩介護療養型医療施設、⑪介護医療院 ○　実績把握後、保険者の規模により評価に差異が生じる場合は、規模別に上位３割、５割を決定することとする	実際の数値を提出
⑫	生活援助の訪問回数の多いケアプラン（生活援助ケアプラン）の地域ケア会議等での検証について、実施体制を確保しているか。	当該保険者が開催する地域ケア会議等において、平成 30 年度介護報酬改定によりケアマネジャーに届出が義務付けられた生活援助ケアプランを検証することになるが、その実施体制を確保しているかを評価するもの	10 点	2018 年度の取組が対象	保険者のケアマネの届出件数見込みに対して、地域ケア会議等（ケアプラン点検を含む）における検証の実施体制を確保しているかを評価する	地域ケア会議等における検証の実施計画を提出
⑬	地域ケア会議で検討した個別事例について、その後の変化等をモニタリングするルールや仕組みを構築し、かつ実行しているか。	個別事例の検討を行ったのち、フォローアップをしていること等を評価するもの	10 点	2018 年度の取組が対象	個別事例の検討において、(3)⑩に記載されたような何らかの対応策を講じたものについて、フォローアップのルールの有無を問う指標である	○　ルールや仕組みの概要及び具体的な実行内容について簡潔に記載 ○　2018 年９月末までに地域ケア会議で検討した個別事例について、フォローアップが必要とされた事例の件数及びフォローアップ実施件数（2018 年度以降にルールや仕組みを構築した場合は、その実績）

	指　標	趣旨・考え方	配点	時　点	留 意 点	報告様式への記載事項・提出資料（予定）
⑭	地域ケア会議において複数の個別事例から地域課題を明らかにし、これを解決するための政策を市町村へ提言しているか。 ア　複数の個別事例から地域課題を明らかにし、これを解決するための政策を市町村に提言している イ　複数の個別事例から地域課題を明らかにしているが、解決するための政策を市町村に提言してはいない	地域ケア会議における検討が、地域課題の解決につながる仕組みとなっていることを評価するもの	ア 10点 イ 5点 ア又はイのいずれかを選択	2018 年度の取組が対象	提言を行う地域ケア会議の設置主体は市町村でも地域包括支援センターでも可	○　アについては、提言された政策の概要を簡潔に一つ記載 ○　イについては、明らかにされた地域課題の概要を簡潔に一つ記載
⑮	地域ケア会議の議事録や決定事項を構成員全員が共有するための仕組みを講じているか。	多職種による課題共有を評価するもの	10点	2018 年度の取組が対象		仕組みの概要を簡潔に記載

（４）在宅医療・介護連携

	指　標	趣旨・考え方	配点	時　点	留 意 点	報告様式への記載事項・提出資料（予定）
①	地域の医療・介護関係者等が参画する会議において、市町村が所持するデータのほか、都道府県等や郡市区医師会等関係団体から提供されるデータ等も活用し、在宅医療・介護連携に関する課題を検討し、対応策が具体化されているか。 ア　市町村が所持するデータ　に加え、都道府県等や郡市区医師会等関係団体から提供されるデータ等も活用し、課題を検討し、対応策を具体化している イ　市町村が所持するデータを活用して課題を検討し、対応策を具体化している	在宅医療・介護連携推進事業の（ア）（イ）の事業項目に関連して、対応策を検討するだけでなく、適切に具体化されていることを評価するもの	ア 10点 イ 5点 ア又はイのいずれかを選択	2018 年度の取組が対象	○　対応策の具体化については、例えば以下の内容が考えられる 市町村が、（ア）の事業項目で得たデータ等を鑑みつつ、将来の見込み等地域の医療・介護関係者とともに地域の連携に関する課題を抽出し、対応策案を検討する。その結果、例えば、 ・　情報共有のルールの策定について、媒体、方法、進め方のスケジュール等が決定し、策定に向けた取組が開始された ・　切れ目のない在宅医療・在宅介護の体制構築に向けて、郡市区医師会等関係団体と主治医・副主治医の導入に係る具体的な話し合いの場を設けることに繋がった ・　多職種研修の内容について、地域課題を基にテーマを決定し、スケジュール等を確定した　　等 ○　対応策の具体化が 2018 年度であること（分析の年度を問うていない） ○　都道府県が行っている事業との連携により実施している場合も対象 ○　なお、市町村においては、都道府県に適宜、データの提供依頼等を行うことが重要である	○　会議の構成員について医療と介護の関係者がわかるように記載すること 例えば、郡市区医師会、○○病院・○○診療所医師、ケアマネ協会等 ○　具体化された対応策を一つ簡潔に記載 ○　活用した具体的なデータの一例を記載 ○　事業名、研修会等の名称のみならず、内容を簡潔に記載 ○　実施した日時を記載
②	医療・介護関係者の協力を得ながら、切れ目なく在宅医療と在宅介護が一体的に提供される体制の構築に向けて必要に応じて、都道府県等からの支援を受けつつ、（４）①での検討内容を考慮して、必要となる具体的取組を企画・立案した上で、具体的に実行するとともに、実施状況の検証や取組の改善を行っているか。 ア　実施状況の検証を行ったうえで取組の改善を行っている イ　実施状況の検証を行っている	在宅医療・介護連携推進事業の（ウ）の事業項目に関連して、具体的な実施状況とそのＰＤＣＡサイクルの実施を評価するもの	ア 10点 イ 5点 ア又はイのいずれかを選択	2018 年度の取組が対象	○　具体的な実行については、例えば以下の内容が考えられる ・　主治医・副主治医制 ・　在宅療養中の患者・利用者についての救急時診療医療機関の確保 ・　かかりつけ医と訪問看護の連携体制の構築 （これらの他、「在宅医療・介護連携推進事業の手引き ver2 を参照） ○　都道府県が行っている事業との連携により実施している場合も対象	○　具体的な実行内容及び改善内容を一つ簡潔に記載 ○　事業名、研修会等の名称のみならず、内容を簡潔に記載 ○　実施した日時を記載

	指　標	趣旨・考え方	配点	時　点	留 意 点	報告様式への記載事項・提出資料（予定）
③	医療・介護関係者間の情報共有ツールの整備又は普及について具体的な取組を行っているか。	在宅医療・介護連携推進事業の（エ）の事業項目に関連して、具体的な取組状況を評価するもの	８点	2018 年度の取組が対象	○　具体的な取組については、例えば以下の内容が考えられる ・　地域の医療・介護関係者が既に活用している情報共有のツールを収集し、活用状況等を確認し、新たに情報共有ツールを作成する、既存のツールの改善を図る等の意思決定をした ・　ワーキンググループを設置し、情報共有ツールの媒体、情報共有の媒体や様式、使用方法、普及方法等について検討した ・　郡市区医師会等関係団体と協力し、関係者向けの情報共有ツールの活用に係る研修会を開催した （これらの他、「在宅医療・介護連携推進事業の手引き ver2 を参照） ○　都道府県が行っている事業との連携により実施している場合も対象	○　具体的な取組を一つ簡潔に記載 ○　事業名、研修会等の名称のみならず、内容を簡潔に記載 ○　実施した日時を記載
④	地域の医療・介護関係者、地域包括支援センター等からの在宅医療・介護連携に関する相談に対応するための相談窓口を設置し、在宅医療・介護連携に関する相談内容を、郡市区医師会等の医療関係団体との会議等に報告しているか。	在宅医療・介護連携推進事業の（オ）の事業項目について、地域における在宅医療・介護連携に関する相談事例について、医療関係団体と共有することを評価するもの	10 点	2018 年度の取組が対象	○　郡市区医師会等関係団体との会議等への報告については、在宅医療・介護連携推進事業における（イ）の事業項目で開催される会議等を活用している場合も対象 ○　相談が無い場合にはその旨及び理由等を報告している場合も対象 ○　都道府県が行っている事業との連携により実施している場合も対象	○　報告日時及び会議名を記載 ○　事業名、研修会等の名称のみならず、内容を簡潔に記載 ○　実施した日時を記載
⑤	医療・介護関係の多職種が合同で参加するグループワークや事例検討など参加型の研修会を、保険者として開催又は開催支援しているか。	宅医療・介護連携推進事業の（カ）の事業項目について、介護支援専門員をはじめとする介護関係者と、医療関係者が合同で行う研修会等により、お互いの連携を推進するための取組を評価するもの	８点	2018 年度の取組が対象	○　参加型の研修とは、グループワークを活用した研修や多職種連携を要する事例に関する検討会といったものをいう ○　都道府県主催や医師会主催のもの等であっても保険者が把握し、主体的に関わっていれば対象とする	○　開催日時及び名称を記載 ○　事業名、研修会等の名称のみならず、内容を簡潔に記載 ○　実施した日時を記載
⑥	関係市町村や郡市区医師会等関係団体、都道府県等と連携し、退院支援ルール等、広域的な医療介護連携に関する取組を企画・立案し、実行しているか。	○　在宅医療・介護連携推進事業の（ク）の事業項目に関連する指標 ○　入院時、退院時の医療・介護連携に係る具体的な取組を評価するもの	10 点	2018 年度の取組が対象	都道府県主催や医師会主催のもの等であっても保険者が把握し、主体的に関わっていれば対象とする	○ 具体的な実行内容を一つ簡潔に記載 ○　事業名、研修会等の名称のみならず、内容を簡潔に記載 ○　実施した日時を記載
⑦	居宅介護支援の受給者における「入院時情報連携加算」又は「退院・退所加算」の取得率の状況はどうか。 ア　○%以上（全保険者の上位５割）入院時情報連携加算 イ　○%以上（全保険者の上位５割）退院・退所加算	○　在宅医療・介護連携推進事業の（ク）の事業項目に関連する指標 ○　入院時、退院時の医療・介護連携に係る介護報酬上の加算の取得率を評価するもの	各６点 ア又はイのいずれかに該当すれば加点	2019 年３月時点及び 2018 年３月から 2019 年３月の変化率が対象		厚労省において統計データを使用

（５）認知症総合支援

	指　標	趣旨・考え方	配点	時　点	留 意 点	報告様式への記載事項・提出資料（予定）
①	市町村介護保険事業計画又は市町村が定めるその他の計画等において、認知症施策の取組（「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」第二の三の１の（二）に掲げる取組）について、各年度における具体的な計画（事業内容、実施（配置）予定数、受講予定人数等）を定め、毎年度その進捗状況について評価しているか。 ア　計画に定めており、かつ、進捗状況の評価にあたり、認知症当事者（認知症の人やその家族）の意見を聞いている イ　計画に定めており、かつ、進捗状況の評価にあたり、第三者の意見を聞いている ウ　計画に定めており、かつ、進捗状況の評価を行っている（第三者の意見は聞いていない） エ　計画に定めているが、進捗状況の評価は行っていない	認知症総合支援策に係る、具体的な計画及びそのＰＤＣＡを評価するもの	ア 12 点 イ 10 点 ウ ８点 エ ５点 ア～エのいずれかを選択	第７期計画への記載が対象。または、市町村が定める他の計画でも構わないこととする。（評価については、2018 年度実績を把握した上での評価が対象）	○　進捗状況の評価については、目標に対して進捗が遅れているものについて原因を分析するといった評価を行っている場合を対象とする ○　イについては、介護保険事業計画作成委員会等の場を活用するなど、幅広い関係者から意見を聞いている場合を対象とする ※　意見を聞く場に、認知症の人やその家族が参加している場合は、アに該当する	○　計画の該当部分を提出 ○　評価の内容（どのような会議や打合せを行い、どのような手法で評価したのか）、実施日、を記載
②	認知症初期集中支援チームは、認知症地域支援推進員に支援事例について情報提供し、具体的な支援方法の検討を行う等、定期的に情報連携する体制を構築しているか。	認知症支援に係る適切な体制を評価するもの	10 点	2018 年度の取組が対象	○　認知症初期集中支援チームの設置、認知症地域支援推進員の配置だけでは対象としない ○　認知症初期集中支援チームが認知症地域支援推進員に情報提供するだけでは対象とせず、認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員が、支援に関わる医療・福祉の関係機関と連携し、具体的な支援につなぐ体制を構築している場合などを対象とする	取組内容（情報連携を行う場、その場の開催頻度）を簡潔に記載
③	地区医師会等の医療関係団体と調整し、認知症のおそれがある人に対して、かかりつけ医と認知症疾患医療センター等専門医療機関との連携により、早期診断・早期対応に繋げるための体制を構築しているか。 ア　もの忘れ相談会などの実施によりスクリーニングを行っている イ　以下（ア）及び（イ）両方の取組を行っている （ア）　関係者間の連携ルールを策定し、活用している（情報連携ツールや認知症ケアパスの使用ルールの共有等） （イ）認知症に対応できるかかりつけ医や認知症疾患医療センターを把握しリストを公表している	認知症支援に係る医療との連携の重要性に鑑み、医療関係者との連携を評価するもの	各６点 複数選択可	2018 年度の取組が対象	以下の①～③の条件を満たしたうえで、体制の構築として指標に掲げる取組を行っている場合に対象とする ①　認知症初期集中支援チームの設置だけでは対象としない ②　体制を構築するにあたり、地区医師会等の医療関係団体に協力依頼していること。ただし、都道府県と連携して協力依頼している場合も対象（都道府県が行っている事業との連携により実施している場合も対象） ③　保険者として取り組んでいないものは該当しない。ただし、情報連携ツールなど他団体等が作成したが、市町村内での活用を団体と調整し、活用している場合など、関係団体と調整している場合は対象	構築している体制の概要を簡潔に記載
④	認知症支援に携わるボランティアの定期的な養成など認知症支援に関する介護保険外サービスとしてア～エの整備を行っているか。 ア　認知症の人の見守りネットワークなどの体制の構築 イ　認知症サポーター養成講座の受講者のうち希望者を具体的な活動に繋げる仕組みの構築 ウ　認知症カフェの設置、運営の推進 エ　本人ミーティングや家族介護者教室の開催	地域の実情に応じた、様々な認知症支援の体制づくりに向けた取組を評価するもの	各３点 複数選択可	2018 年度の取組が対象	○　介護保険外サービスの整備としてア～エの取組を行った場合に、それぞれ加点する ○　アについて、都道府県が構築している体制と連携している場合も対象とする ○　イについて、認知症サポーター養成講座の開催のみは対象としない ○　イについて、認知症の人の支援ニーズに認知症サポーターをつなげる仕組みの構築を含む ○　エについて、認知症本人のピア活動を含む	取組内容を簡潔に記載。養成講座は実施日も記載

（６）介護予防／日常生活支援

	指　標	趣旨・考え方	配点	時　点	留 意 点	報告様式への記載事項・提出資料（予定）
①	介護予防・日常生活支援総合事業の創設やその趣旨について、地域の住民やサービス事業者等地域の関係者に対して周知を行っているか。	住民及びサービス事業者等地域の関係者に対する総合事業に係る狙いや趣旨等の正しい理解や周知を促進することを評価するもの	６点	2018 年度の取組が対象	○　周知方法は、説明会・座談会等の開催や広報誌、ＨＰ掲載等 ○　内容としては、介護予防・日常生活支援総合事業の創設趣旨、当該市町村の現状や将来の姿、目指すべき地域像を含むこと	周知方法やその内容を簡潔に記載
②	介護予防・生活支援サービス事業における多様なサービス（基準を緩和したサービス、住民主体による支援、短期集中予防サービス、移動支援を指し、予防給付で実施されてきた旧介護予防訪問介護相当サービス・旧介護予防通所介護相当サービスに相当するサービスは含まない。以下同じ。）及びその他の生活支援サービスの量の見込みを立て、その見込み量の確保に向けた具体策を記載した上で、計画１年目のサービス量を確認しているか。	基本指針を踏まえ、多様なサービス等の計画的な整備に向けた取組を評価するもの	12 点	2018 年度の取組が対象	○　「見込み量の確保に向けた具体策」とは、例えば、運営経費の補助、場所の提供、研修の実施、運営ノウハウに関するアドバイザーの派遣等が考えられ、生活支援体制整備事業等を通じて、実施主体が必要とする支援を行うことが重要である ○　各サービスの見込み量等を定めたものについては、必ずしも介護保険事業計画に限らないが、取組の計画として、住民等へ公開されているものとする	第７期計画等の該当部分及び把握したサービス量がわかる資料を提出
③	介護予防・生活支援サービス事業における多様なサービスやその他の生活支援サービスの開始にあたり、生活支援コーディネーターや協議体、その他地域の関係者との協議を行うとともに、開始後の実施状況の検証の機会を設けているか。	多様なサービス等の実施に係るＰＤＣＡサイクルの活用を評価するもの	12 点	2018 年度の取組が対象	一般介護予防事業評価事業等において協議や検証を行っている場合に対象とする	検証の場、メンバー、結果の概要等を簡潔に記載
④	高齢者のニーズを踏まえ、介護予防・生活支援サービス事業における多様なサービス、その他生活支援サービスを創設しているか。	地域の高齢者のニーズを前提として、総合事業における多様なサービスの創設実績を評価するもの	12 点	2018 年度までの取組が対象	○　「多様なサービス」には、介護予防・生活支援サービス事業に位置付けられた住民主体のボランティア活動を含む	創設されたサービスの概要及び創設時期を記載
⑤	介護予防に資する住民主体の通いの場への 65 歳以上の方の参加者数はどの程度か（【通いの場への参加率＝通いの場の参加者実人数／高齢者人口】　等） ア　通いの場への参加率が○％（上位３割） イ　通いの場への参加率が○％（上位５割）	介護予防に資する通いの場への参加状況を評価するもの	ア 15 点 イ ８点 ア又はイのいずれかに該当すれば加点	前年度実績（2018 年４月から 2019 年３月）	○　住民主体の通いの場は以下のとおりとする 【介護予防に資する住民運営の通いの場】 ・　体操や趣味活動等を行い介護予防に資すると市　町村が判断する通いの場であること ・　通いの場の運営主体は、住民であること ・　通いの場の運営について、市町村が財政的支援（地域支援事業の一次予防事業、地域支援事業の任意事業、市町村の独自事業等）を行っているものに限らない ※　週１回以上の活動実績がある通いの場について計上すること ※　「主な活動内容」及び「参加者実人数」を把握しているものを計上すること ○　実績把握後、保険者の規模により評価に差異が生じる場合は、規模別に上位３割、５割を決定することとする	実際の数値を記載

	指　標	趣旨・考え方	配点	時　点	留 意 点	報告様式への記載事項・提出資料（予定）
⑥	地域包括支援センター、介護支援専門員、生活支援コーディネーター、協議体に対して、総合事業を含む多様な地域の社会資源に関する情報を提供しているか。	介護支援専門員等が地域資源等に関する情報を共有することにより、住民に適切なサービスの提供ができるよう、情報提供の取組を評価するもの	10 点	2018 年度の状況が対象	○　情報提供の方法としては、例えば以下の方法を想定している ・　社会資源マップ ・　サービス・支え合い活動リスト ・　社会資源活用事例集 ○　なお、ここではサービスや活動としての社会資源を想定しているが、生活支援コーディネーター等と地域づくりを行う上での広い意味としての社会資源は、人（個人、組織、関係性など）、物（自然、施設など）、お金（寄付金など）、情報（ノウハウ等）を意味する	情報の提供時期、方法、内容を簡潔に記載
⑦	地域リハビリテーション活動支援事業（リハビリテーション専門職等が技術的助言等を行う事業）等により、介護予防の場にリハビリテーション専門職等が関与する仕組みを設け実行しているか。	自立支援、重度化防止等に向けた取組において重要となる、リハビリテーション専門職等との連携を評価するもの ※　地域支援事業における地域リハビリテーション活動支援事業のみでなく、都道府県が都道府県医師会等関係団体と構築している地域リハビリテーション支援体制の活用により、介護予防におけるリハビリテーション専門職等の関与が促進できる仕組みとなっている場合なども含む	12 点	2018 年度の取組が対象		○　リハビリ専門職が関与している仕組みの内容を簡潔に記載 ○　事業名、研修会等の名称のみならず、内容を簡潔に記載 ○　実施した日時を記載
⑧	住民の介護予防活動への積極的な参加を促進する取組を推進しているか（単なる周知広報を除く。）	住民の参加を促進する仕組みの創設、高齢者の地域における役割の創設等、地域の実情に応じた様々な工夫により、高齢者の積極的な介護予防への参加を推進していることを評価するもの	10 点	2018 年度の取組が対象	○　地域支援事業実施要綱（２）一般介護予防事業（ウ）地域介護予防活動支援事業で示す通り、介護予防に資する取組への参加やボランティア等へのポイント付与といった個人へのインセンティブの活用等も想定される ○　高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を活用した取組等も想定される	○　住民の参加を促進する簡単な取組内容を記載 ○　事業名、研修会等の名称のみならず、内容を簡潔に記載 ○　実施した日時を記載

（７）生活支援体制の整備

	指　標	趣旨・考え方	配点	時　点	留 意 点	報告様式への記載事項・提出資料（予定）
①	生活支援コーディネーターに対して市町村としての、支援を行っているか。 ア　生活支援コーディネーターからの相談の受付 イ　市町村で把握している地域のニーズや情報等に関する情報の提供 ウ　他市町村におけるコーディネーターの活動情報や先進事例の提供 エ　地域の関係者への説明（同行等の支援を含む） オ　地域ケア会議への参加の支援 カ　活動方針・内容の提示 キ　生活支援コーディネーターの活動計画の点検 ク　生活支援コーディネーターの活動の評価 ケ　市町村や都道府県等が開催する研修・情報交換会への参加の支援 コ　その他	生活支援コーディネーターについて、地域の実情に応じた、効果的な活動が行われるよう、市町村としての支援を評価するもの	各１点 複数選択可	2018 年度の取組が対象		
②	生活支援コーディネーターが地域資源の開発に向けた具体的取組（地域ニーズ、地域資源の把握、問題提起等）を行っているか。 ア　地域のニーズと資源の状況の見える化、問題提起 イ　地縁組織等多様な主体への協力依頼等の働きかけ ウ　関係者のネットワーク化 エ　目指す地域の姿・方針の共有、意識の統一 オ　生活支援の担い手の養成やサービスの開発	生活支援コーディネーターについて、単なる配置にとどまるのではなく、具体的な取組を行っていることを評価するもの	ア～エ 各２点 オ　４点 複数選択可	2018 年度の取組が対象	○　具体的な取組を実施していることが対象 ○　資源開発は、地域における支えあいの仕組みづくりであるという観点を踏まえて取組を進めることが重要	
③	協議体が地域資源の開発に向けた具体的取組（地域ニーズ、地域資源の把握等）を行っているか。 ア　地域ニーズ、既存の地域資源の把握、情報の見える化の推進（実態調査の実施や地域資源マップの作成等） イ　企画、立案、方針策定（生活支援等サービスの担い手養成に係る企画等を含む。） ウ　地域づくりにおける意識の統一	協議体について、単なる設置にとどまるのではなく、具体的な取組を行っていることを評価するもの	ア　４点 イ　５点 ウ　３点 複数選択可	2018 年度の取組が対象	○　具体的な取組を実施していることが対象 ○　資源開発は、地域における支えあいの仕組みづくりであるという観点を踏まえて取組を進めることが重要	
④	生活支援コーディネーター、協議体の活動を通じて高齢者のニーズに対応した具体的な資源の開発（既存の活動やサービスの強化を含む。）が行われているか。	生活支援コーディネーターや協議体の活動による社会資源の開発実績を評価するもの	12 点	2018 年度の取組が対象	○　具体的な資源開発が行われたことが対象 ○　資源開発は、地域における支えあいの仕組みづくりであるという観点を踏まえて取組を進めることが重要 ○　「高齢者のニーズに対応した具体的な資源の開発」には、NPO、ボランティア及び地域住民の自主的な活動の状況を把握し、適切に支援することを含む	開発されたサービス・取組等の名称と、その具体的内容について簡潔に記載（強化の場合は、既存の内容と、2018 年度に強化された内容についてそれぞれ記載）

（８）要介護状態の維持・改善の状況等

	指　標	趣旨・考え方	配点	時点	留 意 点	報告様式への記載事項・提出資料（予定）
①	軽度【要介護１・２】 （要介護認定等基準時間の変化） 一定期間における、要介護認定者の要介護認定等基準時間の変化率の状況はどのようになっているか。 ア　時点（１）の場合○%　（全保険者の上位５割を評価） イ　時点（２）の場合○%　（全保険者の上位５割を評価）	要介護状態の維持・改善の状況として、要介護１・２の認定を受けた者について要介護認定等基準時間の変化率を測定するもの	15 点 ア又はイのいずれかに該当すれば加点	（１）2018 年１月→2019 年１月の変化率 （２）2018 年１月→2019 年１月と 2017 年１月→2018 年１月の変化率の差	○　実績把握後、保険者の規模により評価に差異が生じる場合は、規模別に上位３割、５割を決定することとする ○　年齢調整の上、評価 ※　配点については、ＰＤＣＡの観点から、今後、段階的に引き上げる	○　厚労省において統計データを使用 ○　厚労省でデータが把握できない場合、対象外となるが、独自に計算した値を提出した場合には対象とすることとする
②	軽度【要介護１・２】 （要介護認定の変化） 一定期間における要介護認定者の要介護認定の変化率の状況はどのようになっているか。 ア　時点（１）の場合○%　（全保険者の上位５割を評価） イ　時点（２）の場合○%　（全保険者の上位５割を評価）	要介護状態の維持・改善の状況として、要介護１・２の認定を受けた者について要介護認定の変化率を測定するもの	15 点 ア又はイのいずれかに該当すれば加点	（１）2018 年１月→2019 年１月の変化率 （２）2018 年１月→2019 年１月と 2017 年１月→2018 年１月の変化率の差	○　実績把握後、保険者の規模により評価に差異が生じる場合は、規模別に上位３割、５割を決定することとする ○　年齢調整の上、評価 ※　配点については、ＰＤＣＡの観点から、今後、段階的に引き上げる	○　厚労省において統計データを使用 ○　厚労省でデータが把握できない場合、対象外となるが、独自に計算した値を提出した場合には対象とすることとする
③	中重度【要介護３～５】 （要介護認定等基準時間の変化） 一定期間における、要介護認定者の要介護認定等基準時間の変化率の状況はどのようになっているか。 ア　時点（１）の場合○%　（全保険者の上位５割を評価） イ　時点（２）の場合○%　（全保険者の上位５割を評価）	要介護状態の維持・改善の状況として、要介護３～５の認定を受けた者について要介護認定等基準時間の変化率を測定するもの	15 点 ア又はイのいずれかに該当すれば加点	（１）2018 年１月→2019 年１月の変化率 （２）2018 年１月→2019 年１月と 2017 年１月→2018 年１月の変化率の差	○　実績把握後、保険者の規模により評価に差異が生じる場合は、規模別に上位３割、５割を決定することとする ○　年齢調整の上、評価 ※　配点については、ＰＤＣＡの観点から、今後、段階的に引き上げる	○　厚労省において統計データを 使用 ○　厚労省でデータが把握できない場合、対象外となるが、独自に計算した値を提出した場合には対象とすることとする
④	中重度【要介護３～５】 （要介護認定の変化） 一定期間における要介護認定者の要介護認定の変化率の状況はどのようになっているか。 ア　時点（１）の場合○%　（全保険者の上位５割を評価） イ　時点（２）の場合○%　（全保険者の上位５割を評価）	要介護状態の維持・改善の状況として、要介護３～５の認定を受けた者について要介護認定の変化率を測定するもの	15 点 ア又はイのいずれかに該当すれば加点	（１）2018 年１月→2019 年１月の変化率 （２）2018 年１月→2019 年１月と 2017 年１月→2018 年１月の変化率の差	○　実績把握後、保険者の規模により評価に差異が生じる場合は、規模別に上位３割、５割を決定することとする ○　年齢調整の上、評価 ※　配点については、ＰＤＣＡの観点から、今後、段階的に引き上げる	○　厚労省において統計データを使用 ○　厚労省でデータが把握できない場合、対象外となるが、独自に計算した値を提出した場合には対象とすることとする

Ⅲ　介護保険運営の安定化に資する施策の推進

（１）介護給付の適正化

	指　標	趣旨・考え方	配点	時　点	留 意 点	報告様式への記載事項・提出資料（予定）
①	介護給付の適正化事業の主要５事業のうち、３事業以上を実施しているか。	「介護給付適正化計画に関する指針」（平成29 年７月７日老介発第0707 第１号別紙）を踏まえた、介護給付の適正化事業の実施を評価するもの	５点	2018 年度の取組が対象	○　主要５事業の内訳 ・　要介護認定の適正化 ・　ケアプランの点検 ・　住宅改修等の点検 ・　縦覧点検・医療情報との突合 ・　介護給付費通知	５事業のうち実施している事業を記載（選択式）
②	ケアプラン点検をどの程度実施しているか。 ア　ケアプラン数に対するケアプランの点検件数の割合が○%（全保険者の上位３割を評価） イ　ケアプラン数に対するケアプランの点検件数の割合が○%（全保険者の上位５割を評価）	ケアプラン点検の実施状況を評価するもの	ア 12 点 イ ６点 ア又はイのいずれかに該当すれば加点	2018 年度上半期(4 月～9 月）分が対象	○　ケアプラン点検は、地域支援事業の任意事業（介護給付等費用適正化事業）及びその他の枠組みで行われるケアプラン点検を差し、「居宅介護サービス計画、介護予防サービス計画の記載内容について、事業所からの提出、又は事業所への訪問等による保険者の視点からの確認及び確認結果に基づく指導等を行う。」ものをいう ○　実績把握後、保険者の規模により評価に差異が生じる場合は、規模別に上位３割、５割を決定することとする ○　ケアプラン数は自治体では把握していないため、介護保険事業状況報告（月報）第 3-2-1 表の 2018 年 4 月サービス分から 2018 年 9 月サービス分における介護予防支援・居宅介護支援サービスの受給者数を半年分積み上げた数とする	実際の数値を記載することとする
③	医療情報との突合・縦覧点検を実施しているか。	医療情報との突合・縦覧点検は、特に適正化効果が高いため、実施を評価するもの	５点	2018 年度の取組が対象		実施形態を選択 ア 保険者職員が実施 イ 国保連に委託 ウ ア及びイ
④	福祉用具の利用に関しリハビリテーション専門職が関与する仕組みを設けているか。 ア　地域ケア会議の構成員としてリハビリテーション専門職を任命し、会議の際に福祉用具貸与計画も合わせて点検を行う イ　福祉用具専門相談員による福祉用具貸与計画の作成時に、リハビリテーション専門職が点検を行う仕組みがある ウ　貸与開始後、用具が適切に利用されているか否かをリハビリテーション専門職が点検する仕組みがある	福祉用具について、リハビリテーション専門職が関与した適切な利用を推進するため、保険者の取組を評価するもの	全て該当 15 点 いずれか ２つ　12 点 いずれか １つ　10 点 複数選択可	2018 年度の取組が対象		実施している事業を記載

	指　標	趣旨・考え方	配点	時　点	留 意 点	報告様式への記載事項・提出資料（予定）
⑤	住宅改修の利用に際して、建築専門職、リハビリテーション専門職等が適切に関与する仕組みを設けているか。 ア　被保険者から提出された住宅改修費支給申請書の市町村における審査の際に、建築専門職、リハビリテーション専門職等により点検を行う仕組みがある イ　住宅改修の実施前又は実施の際に、実際に改修を行う住宅をリハビリテーション専門職が訪問し、点検を行わせる仕組みがある	「介護給付適正化計画に関する指針」（29 年７月７日老介発第 0707 第１号別紙）を踏まえ、給付実績の活用による適正化事業の実施を評価するもの	２つ該当 12 点 いずれか １つ　10 点 複数選択可	2018 年度の取組が対象	建築専門職、リハビリテーション専門職等に福祉住環境コーディネーター検定試験二級以上の資格を有する者も含む	実施している事業を記載
⑥	給付実績を活用した適正化事業を実施しているか。	「介護給付適正化計画に関する指針」（29 年７月７日老介発第 0707 第１号別紙）を踏まえ、給付実績の活用による適正化事業の実施を評価するもの	10 点	2018 年度の取組が対象	給付実績を活用した適正化事業とは、国保連で実施する審査支払いの結果から得られる給付実績を活用して、不適切な給付や事業者を発見し、適正なサービス提供と介護費用の効率化、事業者の育成を図るものをいう	実施した時期・内容の概要を記載

（２）介護人材の確保

	指　標	趣旨・考え方	配点	時　点	留意点	報告様式への記載事項・提出資料（予定）
①	必要な介護人材を確保するための具体的な取組を行っているか。	第７期計画から、市町村介護保険事業計画への任意記載事項となった介護人材の確保に向けた取組について、保険者の取組を評価するもの （取組例） ・　地域住民や学校の生徒に対する介護や介護の仕事の理解促進 ・　若者、女性、高年齢者など多様な世代を対象とした介護の職場体験 ・　多様な人材を「介護助手」等として活用する取組の支援 ・　多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援　等	12 点	2018 年度の取組が対象		実施した時期・内容の概要を記載
②	介護人材の確保及び質の向上に関し、「介護に関する入門的研修」の実施状況はどのようになっているか。 ア　研修を実施しているか イ　研修修了者に対するマッチングを行っているか	第７期計画から、市町村介護保険事業計画への任意記載事項となった介護人材の確保に向けた取組について、保険者の取組を評価するもの	各６点 複数選択可	2018 年４月～12 月末までの取組が対象		○　実施した時期・内容の概要を記 載 ○　研修修了者及びマッチング件 数に係る資料を提出